

平成 24 年 2 月 1 日

税理士 松丸会計事務所

\* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

## 税制改正情報 『24 年度税制大綱』と『社会保障と税の一体改革素案』

### 【24 年度税制改正大綱の改正案 H23.12.10】

項目	現行	改正案	施行時期
給与所得控除の上限設定	給与所得控除の上限規定なし	給与収入 1500 万円超の給与所得控除⇒245 万円を上限とする	H25 年分所得税から・26 年分住民税から
短期勤務の役員退職金課税の強化	特に制限規定なし	勤続期間 5 年以内の役員・議員等の退職金の課税について⇒2 分の 1 軽減課税を廃止する	H25 年分所得税から
住宅取得資金贈与の見直し・延長	直系尊属からの住宅取得資金の贈与の特例⇒平成 23 年…1000 万円まで非課税	直系尊属からの住宅取得資金の贈与の特例(直系尊属からの贈与) ①平成 24 年⇒1000 万円まで非課税 ②平成 25 年⇒700 万円まで非課税 ③平成 26 年⇒500 万円まで非課税 省エネルギー性・耐震性を備えた住宅家屋の場合の非課税 ①平成 24 年⇒1500 万円まで非課税 ②平成 25 年⇒1200 万円まで非課税 ③平成 26 年⇒1000 万円まで非課税	H24 年から 26 年

### 【社会保障と税の一体改革素案 H23.12.30】

項目	現行	改正案	施行時期
消費税の増税	消費税率 5%	消費税の税率⇒8%(国 6.3% 地方 1.7%) 消費税の税率⇒10%(国 7.8% 地方 2.2%)	H26.4.1(2014 年)～ H27.10.11(2015 年)～
所得税の累進税率の改正	課税所得 1800 万円超 ⇒税率 40%	1800 万円超 5000 万円以下⇒税率 40% 5000 万円超⇒税率 45%	H27 年分所得税から
相続税の基礎控除の改正	5000 万円+1000 万円×法定相続人の人数	3000 万円+600 万円×法定相続人の人数	H27 年 1 月 1 日以後の相続から
相続税の死亡保険金の非課税の改正	500 万円×法定相続人の人数	500 万円×法定相続人の人数(未成年者・同一生計の親族に限定)	H27 年 1 月 1 日以後の相続から
相続税の累進税率の改正	遺産 3 億円超⇒税率 50%	3 億円超 6 億円以下⇒税率 50% 6 億円超⇒税率 55%	H27 年分所得税から